

平成 1 8 年 4 月 2 7 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 8 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第8回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年4月27日(木)

開会 午後1時33分

閉会 午後3時14分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 小林 章 子

古 木 光 義 大 澤 祥 一

署名委員 小 林 章 子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	佐島 彰	生涯学習課長	府中 義則
体育課長	田中 博	公民館長	宿澤 正則
図書館長	藤田 力		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係長 五十嵐 敏行

案 件

1 協議

- (1) 事業後援について (3件)
- (2) 図書館の臨時休館について

2 報告

- (1) 第1回市議会定例会について
- (2) 食教育事業推進検討委員会設置要綱の一部改正について
- (3) 平成17年度中学校給食の喫食率について
- (4) 学校内における学校給食安全管理対応マニュアルの策定について
- (5) 事業後援について (5件)
- (6) 学習等供用施設の指定管理者の選定について
- (7) 平成17年度の市民交流大学構想準備事業の報告について

3 その他

平成18年第8回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年4月27日
教育委員会会議室

1 協議

- (1) 事業後援について(3件)
- (2) 図書館の臨時休館について

2 報告

- (1) 第1回市議会定例会について
- (2) 食教育事業推進検討委員会設置要綱の一部改正について
- (3) 平成17年度中学校給食の喫食率について
- (4) 学校内における学校給食安全管理対応マニュアルの策定について
- (5) 事業後援について(5件)
- (6) 学習等供用施設の指定管理者の選定について
- (7) 平成17年度の市民交流大学構想準備事業の報告について

3 その他

◎開会の辞

- 藤本委員長 ただいまから、平成18年第8回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
- 本日の会議には、牧野委員が病気のため欠席ということでございます。欠席の届出が出されましたので、署名委員を私の方で決めさせていただきます。
- 小林委員、署名委員にお願いいたします。
- 小林委員 はい。
- 藤本委員長 それでは、議事に入らせていただきます。きょうは協議事項が2件、報告、その他ということになっております。

◎協 議

(1) 事業後援について(3件)

- 藤本委員長 まず協議の(1)、事業後援について、3件ございますが、ご説明いただきます。
- 生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 それでは協議事項の(1)、事業後援について、ご協議いただきたいと思います。お手元の協議分一覧表にお目を通していただきたいと思います。
- 1件目でございますが、主催団体名ですが、たちかわ「はな・まち・ころ」春夏秋冬実行委員会、ここから申請が出てございます。
- 事業の内容は、たちかわ「はな・まち・ころ」春夏秋冬～春ステージ～、という事業でございます。
- 有料の事業でございますが、4月29日、今週の土曜日から5月の連休の期間で、5月7日までということの日程で、場所がサンサンロードほかというところで事業を実施するような内容です。
- 事業後援申請書にお目を通していただきたいと思います。
- 「とき」のところでございますが、概ね10時から5時までということで、4月29日から5月7日までの期間の実施ということです。
- 対象者でございますが、一般市民及び小学生ということで、100人ぐらいの参加を予定しているというように聞いてございます。
- 事業の目的ですが、立川のまちを“花”をコンセプトに、春夏秋冬四季を通してにぎわいのあるまち、“華”のあるまちにしていくため、市民参加型の事業展開を図る、市民参加のイベントというようにご理解いただきたいと思います。
- そのイベントの内容でございますが、①としまして、桜巡りウォーキング、立川市内の桜、もう桜は咲いてないのかもしれませんが、回遊性を持たせるということで桜巡りをすると。②は、ガーデニングということで、ハンギングコンテストでございます。内容は、市民参加型イベントとし、花づくりを通して立川を“華”のあるまちとしてPRする。③でございま

すが、インフィオラータというのでしょうか、花びらのじゅうたんを敷くイベントだそうです。④ですが、フラワーアレンジメント（体験教室）ということで、29日に実施する内容でございます。

有料の事業でございますが、このガーデニングのコンテストのときには1,000円をいただきたいと。フラワーアレンジメントは材料費として200円いただきたいというような内容でございます。

他の後援団体はということでお聞きしていますが、教育委員会のほかに立川市を申請中。その他として、UR都市機構という団体、そして国営昭和記念公園、国際園芸セラピー専門学校の後援を申請されているということで聞いております。

続きまして、有料の事業でございますので予算書をつけていただきました。参加費では60,000円ということですが、事業費として1,160,000円、単独で出てございますが、補助金をいただいているということは私どもに提出していただいている資料にも出てございませんので、この団体で実行委員会の事業費を工面するということになるかと思えます。

支出の部はこのような内容になってございます。

1件目は以上でございます。

続きまして2件目のご説明をさせていただきます。申請団体は、立川市軟式野球連盟から出てございます。

事業の内容ですが、第25回多摩中央親善軟式野球大会でございます。有料の事業でございます。日時は4月29日から5月3日まで。これも連休中の事業で、場所は立川市立川公園野球場ということで実施するそうです。

申請書をお目を通していただきたいのですが、25回を重ねている親善の大会だそうです。対象者は一般成人。チーム参加でございますので、250人ぐらいを予定しています。

事業の目的ですが、一町、七市にて構成している団体で、相互の親睦を図り、野球技術の向上と競技大会を通して親善を目的とするということでございます。

内容でございますが、いわゆる野球の競技ということで、加盟支部ということで、立川市、瑞穂町、武蔵村山市、東大和市、国立市、国分寺市、小平市、昭島市というところのチームが出ているということでございます。

参加費ということで、1支部20,000円を負担金みたいな形でいただくような形になっております。

共催団体は、立川市体育協会、立川市野球協会が共催をされているそうです。

事業後援でございますが、立川市教育委員会以外に、民間の企業なのではないでしょうか、トップインターナショナル株式会社から事業後援を受けているということでございます。

事業費でございますが、大会参加費が160,000円、この範囲内で支出を行うということで、20,000円の8チーム分ということでございます。

続きまして3件目でございますが、申請団体は、女声コーラス・ビバーチェー中という団体から申請が出ております。

事業の内容ですが、ビバーチェー中ファーストコンサート。無料の事業でございます。実施日は本年5月14日、立川市市民会館（アミューたちかわ）で実施するそうです。

申請書をお目を通していただきたいのですが、ビバーチェー中、一中のPTAのOBでつくられてきている女声合唱団ということで聞いてございます。

対象者は、自由観覧ということで、誰でも結構ですということで、300人ぐらいを想定しているというように聞いてございます。

事業の目的ですが、8年間にわたる合唱練習の成果披露ということでございます。立川市立立川第一中学校のPTAのOBが中心となり結成して8年。PTAの大切さとその後のネットワークのすばらしさ等、合唱を通じて感じ取っていただきたいということです。

内容でございますが、この5月14日は母の日でございます。テーマは母の日ということで、「ときめきの歌物語」ということでコンサートを実施するというようなことで題目が出てございます。指揮者の方は中村一郎さんということで、立川の元学校の関係者で、指揮をしていただくというようになっています。

入場料は無料でございます。

他の後援団体でございますが、立川市中学校PTA連合会の事業後援をいただいているそうです。

以上3件でございますが、よろしくご審議いただきたいと思っております。

この3件とも、4月20日に開催しました社会教育委員の会議でいろいろ意見をいただきましたが、3件とも事業後援をすることについては問題がないということで、承認をしていただきました。

- 藤本委員長 ありがとうございます。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。古木委員、何かありませんか。
- 古木委員 私は異議ありません。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 先ほどのご説明にありましたように、事業費の件が、どこから出ているのかなということが疑問に思っただけです。
- 藤本委員長 それについて、生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 先ほども申し上げたとおり、提出していただいている資料の中では、この1,160,000円という事業費、歳入の部ですが、どこから補助金が出ているのかということが記載されている資料がございませんので、この団体自体が事業費ということで計上しているということで推察しております。
- 藤本委員長 1つ伺いますが、立川市で補助を出しているということはございませんか。生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 提出していただいている資料の中ではそのような記載がございませんので、立川市が補助をしているということは見えておりませんが、この事業が、申請書の方をもう一度目を通していただきますと、立川商工会議所の事業の一つとしてやっております。

春夏秋冬と年4回やっていく事業だというように聞いておまして、今回は春のステージということで、調べてございませんが、商工会議所の方から事業費が提供されているのではありませんかと。簡単に言えば、商工会議所の事業というようにご理解いただいでよろしいのかなと思っっているのですが。

○藤本委員長 よろしいですか、小林委員。

○小林委員 はい。

○藤本委員長 その辺、何かの機会に確認だけしておいてください。

○府中生涯学習課長 はい。

○藤本委員長 それでは、軟式野球の方はよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それから、ビバーチェというのは何の意味ですか。英語ですか。生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 突然言われたのですが、この規約にもビバーチェという日本語の意味が記載されていませんのでお答えできないのですが、学識がないもので大変申し訳ありません。

○藤本委員長 そういう名称なのですね。特に内容的には問題ございませんね。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、3件一括して伺いますが、これは承認してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、承認することに決定いたしますので、よろしく取り計らいください。

◎協 議

(2) 図書館の臨時休館について

○藤本委員長 (2) 図書館の臨時休館について、図書館長。

○藤田図書館長 立川市図書館条例第6条の規定に基づいて、2種類の臨時休館のお諮りということとなります。

1点目は、蔵書点検のために地区館と中央館、別々の日に休館をするということです。

2点目は、海の日、これはフェアレ立川センタースクエアビル全体の建物が電気設備の法定点検のためにすべてシャットアウトされるということで、館に入れなくなるものですから、この日、地区館にもコンピュータが通じなくなるものですから、臨時休館という形でお諮りしていきたいと思っいます。

まず、1点目の蔵書点検のための休館ということで、資料をご覧いただきたいと思っいます。地区館は8館ありますが、期間を平成18年6月7日から平成18年6月12日までの6日間、中央図書館におきましては、6月13日から6月19日までの7日間、これを臨時休館といたしたいということです。

休館期間中の作業につきましてはそこに書いてありますけれども、1番、入念な資料整理とデータ入力のための本の置換え。2番目、書架にあるすべての資料のデータ入力。3番目、蔵書点検入力データとコンピュータ上の所蔵データとの突合。4番目、突合されなかつた資

料の再調査。5番目、書棚の整理・整頓、開館準備、その他となっております。

これにつきましては、市民への周知の方法としますと、1番、「広報たちかわ」5月10日号と5月25日号に掲載。2番目は、館内への掲示。3番目は、図書館カレンダーの配布ということになります。

細かい作業日程につきましては、裏をご覧くださいれば日にち別の作業手順は載っておりますので、ご覧いただきたいと思います。

2点目の、ファーレ立川センタースクエアビル全体の電気設備の法定点検のための休館に移らせていただきます。

これは7月17日海の日、この日を決定しております。これはファーレ立川センタースクエアのビル全体の電気工事ということで、停電になります。ということで電気を止めて中の設備点検ということになりますので、業務的に中央図書館のコンピュータが使えなくなりますので、地区館との連絡もとれなくなるということで全図書館を休館とするということです。

先ほどと同じように周知の方法とすると、7月10日号の広報へ掲載、あと残りは館内への掲示と図書館カレンダーの配布ということで、7月の件につきましても、きょうご承認いただければ早速明日からこのカレンダーなりホームページ等に、皆さんにお知らせするような準備に入りたいと思っております。

○藤本委員長 2点ございましたが、臨時休館についての中で、地区館8館と中央図書館の場合と、それから、7月17日の海の日休館というのは中央図書館だけでございますね。図書館長。

○藤田図書館長 いえ、全館になります。コンピュータがいま、中央館とすべて地区館がつながっているわけです。そういうことで全館になります。

○藤本委員長 そういう2点ございますが、委員の先生方、ご質問、ご意見ございますか。これは例年やっていることだと思いますので。はい、小林委員。

○小林委員 去年ですけれども、うちの息子が休館日に図書館に行ってしまう、「休みだった」と嘆いていたのですけれども、その前にも何回か行って、たぶんその期間中にその館内に「休みですよ」ということが掲示してあったと思うので、本人がそれを見ていなかったのはもちろん一番いけないのですけれども、その掲示、それからほかの面でも周知する場合に、本当に目立つようにしていただきたいというようにお願いします。

それと、その掲示を確か私も図書館に行ってみたのですけれども、そんなに大きくない用紙で貼ってあったので、でかでかと目立つ色でやっていただきたいなと思います。

それと中央図書館の、6月13日から休館となっておりますけれども、12日は月曜日で休館日なのですね。去年も言ったのですけれども、市民はどういう理由でというよりも、いつからいつが休みなんだという方が知りたいので、できたら、親切なのは、「月曜日12日は休館日です」というそこも一緒に入れていただけたらというように思います。

○藤本委員長 実質、中央図書館は12日から19日までが休館ということになるわけですね、臨時休館含めてね。はい、図書館長。

○藤田図書館長 昨年の教育委員会のときにもご指摘があったように、「月曜日は臨時休館ではないのではないか」というようなお話があったと前任から聞いております。表現の仕方、休館日及び臨時休館というような形でもっていききたいと今年度は思っていますし、今、小林委員からご指摘があったように、目立つような方法、それから7月17日というのをきょうお諮りしているのは、早めに決定いただければ皆さんに周知が早くできるということで、7月分についてもきょうお願いしているところです。

○藤本委員長 よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 藤田課長、これはそのとおり承認いたしますので、早手配してください。

それから、小林委員から要望があったように、何とかできるだけ目立つように工夫をこらしていただければというようにお願いいたします。

以上で協議事項を終わります。

◎報 告

(1) 第1回市議会定例会について

○藤本委員長 報告に入ります。

第1回市議会定例会について、教育部長、お願いいたします。

○吉岡教育部長 それでは、第1回定例会についてのご報告をさせていただきます。

第1回市議会、これにつきましては予算委員会ということになっております。

会期につきましては、2月21日から3月17日までの間に行われました。

予算議会につきましては、まず、予算総括というものの各代表者の質問がございました。代表者4名による教育に関する質問がございました。特に代表者質問の中からも目立つものがマイスター研修、あと子どもの安全についての質問が非常に多く出されておりました。そんな中で、特にマイスター制度につきましては、その後の予算特別委員会というところにおいても、多岐にわたり、いろいろな角度からの質問がありました。

また、最初に申し上げなければいけないわけですが、この3月議会につきましては、本会議については、役所の中の羅針盤、我々のネットの中には一応掲載をされております。そしてそれがチェックの終わった段階でネットに出るようになっております。しかしながら、委員会のものにつきましては、まだ未訂校という形で、我々の段階でまだ止まっておりますので、これも順次時間がくればオープンになっていくと思いますので、あまり齟齬のないような形で報告をさせていただきます。

まず、代表者質問につきましては、矢口昭康議員から7点にわたって質問がありました。1つにつきましては、少人数教育に関しての基本的な考え方、小学校の英語教育の活動、市民交流大学について、スポーツ施設の老朽化について、校舎のオートロック、要するに安全ということでございます。それからスクールガードに対する考え方、あと学校給食の地場野菜の使用率、このような本当に地域に根ざした質問がありました。

ただ質問時間が非常に長く、答弁する時間が約3分の1程度だったものですから、持ち時間は1時間なのですが、質問が約40分、答弁する時間は約20分程度しかなかったものですから、非常に中身も淡々と答弁をさせていただいております。

2人目に戸井田春子議員から2つ出ております。これについては予算に関わる問題です。新生小学校の交通安全指導に係るシルバーへの委託の廃止の理由は何とか、小学校演劇鑑賞教室の中止の理由はとかがありましたが、新生小学校につきましては、統廃合の関係で、旧多摩川小学校を使用したり、旧南富士見小学校を改装して新生小学校が来るということで、2年の間に南と北を移るという関係で、その間については地域の方々の協力を得て、子どもたちの安全を守ろうということ、そんな中でシルバーの方々への委託を2年間お願いしていたこと、これは時間の経過とともに見直しをしたということと、あと、20校につきまして、シルバーの地域班の方々がボランティアで子どもたちの下校時を見守っていただいているということで、これについては新年度の予算には計上はしなかったということで説明をさせていただいております。

また小学校の演劇鑑賞教室の中止なのですが、これは確かに教育委員会からの予算書には載っておりませんが、これにつきましては継続をして、地域財団、市民会館のところで、財団の方でこれは対応してくれるというような条件の中で、教育費からははずさせていただき、財団の方の経費の方で引き続き運営をするというように考えております。またその反面、質問は出ませんでした、これについては音楽鑑賞教室、これは隔年だったものを毎年やるということで、18年度から、一時見直しのために隔年だったものを毎年実施するというように組み替え等も行っております。

それから3番目に守重夏樹議員の方から、小中学校校舎耐震計画実施状況ということと、多摩国体への本市の取り組み状況についての質問がありました。小中学校につきましては、21年度までの5カ年に渡る耐震化計画、これがあることをご説明させていただきご理解をいただいております。また多摩国体ですけれども、現在まだ競技種目、競技場、これについての希望取りということで、まだヒアリング等も実施はされておられませんので、近々東京都の方が選んだ中で、こういう競技を受けていただけるかどうかというような打診があるかと思いますが、まだ具体的には動いていないということで答弁をさせていただいております。

あと矢島重治議員ですが、マイスター制度、2つ目に特別支援教育、3つ目に見影橋公園プールの廃止経過ということで質問がありました。マイスターについては、なかなかご理解がいただけなかったのかなというような気がしております、第一印象が、授業力のない教員への指導というようなご理解だったものですから、「いえ、違います」ということで、何人かの人から質問がありましたので、何回か質問されている中で、だんだんに委員の方々も本当の意味のマイスター事業、これは派遣事業でございますので、その辺のところは理解できたのではないかとこのようにこちらとしては見ております。2つ目に特別支援教育についてということで、まだ本当に東京都の方としても、立川市の取り組みはどのようなのだというようなことで、立川市についてはプロジェクトをつくったり、専門研修を行ったりして、ただそれ

がこちらとしては公表がなかなかできていなかったものがありますけれども、他市と比較すると、立川市はかなり突っ込んだところの研究をしているというように答弁させていただいております。3 つ目に見影橋公園プールの廃止経過ということで、この議会で、先般教育委員会にお諮りをしまして、3 月議会に廃止条例を提案させていただきました。そのようなことで、その経過と対応について質問を受けたわけですが、この件につきましては、地域、地元の方々との協議、これを行いまして、これは条例どおり 17 年度をもって廃止をし、18 年度に撤去、更地、公園に移行するというので今現在動いております。

それから、すぐ予算委員会が始まりまして、予算委員会が 3 月 2 日から 5 日間の予定で行われております。このときにつきましては、予算委員会、教育費第 10 款ということで、委員の方々全員が質問に立っております。委員につきましては、堀江重宏委員、中島光男委員、中山ひと美委員、梅田春生委員、古屋直彦委員、五十嵐けん委員、岩元喜代子委員、志沢実委員、委員長にあつては清水孝治委員長でございました。

その中でも、やはりマイスター事業、子どもの安全、それがおもな質問でありました。それと今回、地域安全マップというものを作成しましたので、その辺についても質問がありましたが、これは着実に着工しておりますので、その旨を報告させていただいたということでございます。また後ほど出ますけれども、学供等の指定管理者制度への移行についての質問も出ておりました。これについては後ほど報告の中で、その経過について、結果についてご報告をさせていただきたいと思っております。

今回の議会につきましては、3 月議会、だいたい 3 月に行われるものだったわけですがけれども、今回、日本選手権競輪という一つの大きなイベントがあった関係で、2 月 21 日から 3 月 17 日ということで終了させていただき、日本選手権競輪につきましては、3 月 20 日から実施され、今回はだいぶ黒字が見込めたというように聞いておりますが、まだ決算の方は終わっていないので、伺っておらないところです。

続きまして、3 月議会で 17 年度の補正予算ということで提案をさせていただきました。

補正につきましては、4 ページにあります委託料、一般管理費に要する経費、就学援助システム変更、84 万円とございます。これにつきましては福祉の方の基準を使っておる関係で、平成 17 年 4 月 1 日に基準が見直されたということで、平成 17 年 4 月の改正、これにつきまして対応するのは前年度分ですから、この時点で改正しますと前々年度分になってずれますので、ここの 18 年度対応としまして 3 月 21 日に議決されまして、そこから契約をして、システムを変えたということで、これは基準値が変わってきたということで、これは 18 年度対応という形での改正で、84 万円を補正させていただきました。

あとはほとんど減額補正ということでございます。これにつきましては、契約差金ですとか、または図書館という契約の見直しと節減に努めたということで、すごい金額が減額されております。図書館につきましては 750 万、これはあそこ全体でやっています地域冷暖房熱源供給システム契約でありまして、あそここの場合は 1 度上げたり下げたりすることによって 100 万ぐらい変わってきますので、非常に施設の大きいところですから。それとあと、学校

建設整備費、これが2億5000万ですとか減額をされております。と言いますのは、実施設計から見合う分の本契約分、実施設計分を予算計上しておいたわけですけれども、本契約時においても、なお且つさらに建設費が低く見込まれたということで非常にこれは、こちらとしてもこういうような大きな減額については「当初の見込みをしっかりと見なさい」というような指摘を受けております。

今回はすべてと言っていていくらいがマイナス補正ということですが。また人件費につきましては制度上の見直しで、我々の人件費にかかるものが減額をされております。大きなところは、建設に関するものが非常にマイナスということで動いております。

あと文教委員会、これは3月6日に行われまして、朝9時59分に始まって4時5分に終了してございます。ここ何年かにはない、非常に短時間で委員会が終わっているというような印象を持ちました。

そんな中でまず議案として、立川市学習等供用施設条例の一部を改正する条例、これにつきましては、後ほど出ます指定管理者制度への移行に伴う条例改正を提案させていただき、これは可決をされております。なお、この件につきましては5名の委員から質問が出されました。

また請願につきましては、平成14年に出された請願でございますが、西砂川地域に市民体育館の建設に関する請願、これはもう4年間やっているわけですが、継続審査となっております。

次に報告事項を7本させていただきました。1つにつきましては、小中学校に対する犯罪予告への対応、当委員会にも報告をさせていただきましたが、これらについて報告をさせていただきました。また地域安全マップの作成状況、これについても見本を回覧し、報告をさせていただきました。3つ目として中学校適応指導教室「たまがわ」の状況ということで、直近の3月の就学状況といえますか、それを具体的に報告させていただきました。4つ目に、新学校給食共同調理場建設基本計画策定に係る基本方針についてということで、中間報告をさせていただきました。これにつきましても、逐次この教育委員会に報告をし、議会に対応をしていくというような考えを持っております。これにつきましては中間的なものだったので、確か委員会にかけて報告をさせていただきました。5番目に中学校給食に係る報告、これにつきましては、去る2月の中旬、中学校において、2、3日前でしょうか、ある県でも同じような事件が起き、大々的に新聞報道されておりますが、内容は先生に対する給食に異物を混入したということ報告をさせていただきました。6つ目に、市民交流大学構想に係る市民参画の推進ということで、きょうもまた後ほど生涯学習課長の方からも報告がありますが、そのような形の中での進捗状況、対応状況を報告させていただきました。また、体育課から、第25回立川・昭島マラソン大会についての実施状況を報告させていただきました。

3つ目に所管事項の質問ということで、3名の方から出されておりました。守重夏樹委員からは多摩国体に向けてということで、受け入れ可能の表明は出ていないのかというようなこ

とと、2 つ目に、放課後の活動の充実に市がもっと対応できないのかというようなこと、それから錬成館の現状と今後の活用ということで質問がされております。それと見影橋公園プールに代わる学校プールの利用拡大ということで質問がありました。

また大沢豊委員からは、就学援助費の増加についてというような標題の中で、増加の意味と内容をどう捉えるか、教育費にける世帯間の格差について、子ども時代の格差は将来の格差を決定しないか。2 つ目に、同じく見影橋公園プール問題について、経過と今後、ということで質問を受けております。

3 人目として岩元喜代子委員からは、東京都が実施している教師養成塾について、2 つ目に小学校の余裕教室の活用についてと質問がありましたが、これについても重複している部分、守重委員のところと多摩国体については重複している部分で、同じようにまだまだこういう状況であるということをお答えさせていただいております。また放課後の活動状況、活動の充実にということで、もっともっと市は開いた方がいいのではないのかというようなことがありましたが、これについては国の方の動きもありますので、これについては新年度、関係課と対応を図っているところでございます。またその内容につきまして、まとめ次第、教育委員会に報告をさせていただき、進めていきたいなというように考えております。錬成館の現状と今後の活用、相当老朽化しているということと、弓道の規模が若干狭いと。

あと大沢豊委員につきましては、就学援助についての、これは全国的なことの、新聞報道によるような、就学援助率がだんだん、もう 20% 台になっているとか、今の政府の考え方が格差を生んでいるのではないのかとかというような質問でございましたけれども、我々としてはその辺のところについてはということで、教育長の方からもお答えをさせていただいております。同じく教育費にける世帯間の格差ということで、すべて政府のやり方について格差が生じているのではないのかというような見方からの質問でございました。また、その次の子ども時代の格差、これについては将来に影響するのではないのかというような質問がありましたけれども、これについては全くそういうようなことは考えてもいませんということでやっております。また見影橋公園プール問題につきましては、前の方々と同じような角度での質問でございました。

岩元喜代子委員につきましては、東京都が実施している教師養成塾、これについては指導課長の叶の方からお答えをさせていただいております。また詳しくは後ほどネットの方で出ますので、すみません。小学校の余裕教室の活用ということで、これについては毎回出るようなことでもございまして、これについては学童保育の待機児解消ですとか、放課後の児童対策ですとか、そういったことを含めての質問でございました。

あと、一般質問が 3 月 13、14 日と 2 日間あったわけですがけれども、教育に関しては 4 名の委員からありました。

まず太田光久議員からは、栄町のまちづくりについてということで、栄町地域に図書館をつくっていただきたい、こういう計画はあるのかというようなことでもございました。

あと伊藤幸秀議員は、子どもの安全対策、例として I C タグシステムについてはどう考え

ているのか、2 つ目については学童農園について、今後の取り組みということで、現在までの取り組みと現状と、今後の取り組みということをお答えさせていただきます。

上條彰一議員につきましては、砂川北部中地域のまちづくりということで、図書館などの公共施設の配置はどう考えているかということで、第2次基本計画の中での対応も考えている。全体的な市民生活圏の、1次生活圏、2次生活圏、3次生活圏の中での対応を考えていますということでやっております。

また大沢豊議員から、格差社会ということで再度の質問がありましたが、これについてもそういったことは考えていませんということでやっております。また立川市のエネルギー対策についてという質問がありました。

以上、通常の議会とは逆に、一般質問が最後にきまして、それぞれ上程された議案につきましても可決されて、3月17日に終了をさせていただきます。雑駁ですが以上でございます。

○藤本委員長 市議会関係のご説明が終了しましたが、ご質問ございますか。小林委員。

○小林委員 マイスター制度のことが今お話に出ていまして、本当に見ていきますとその質問をしている方が多くて、私もこれについて、もし聞かれたら正しく答えられるかな、などとちょっと自分で自信がなくて、私も今までいろいろ質問して、自分で確認すればよかったのですが、ちょっと議会から離れますけれども、議員さんから質問が出るということは、ほかの分野の方々にも周知されていないといえますか、疑問を持っていらっしゃる方が多いのではないかと思いますので、その辺を今後、考えていかれた方がいいのではないかと思います。

○藤本委員長 予算特別委員会で、8番に志沢実委員が(3)マイスターの意味はというように質問をされています。教育部長、「マイスターの意味は」と聞かれてどうのように答えたのか説明してください。

○吉岡教育部長 マイスター事業と言いますのは、ドイツのマイスターから来ている専門的な言葉でありまして、日本で初めての事業なのです。どこも自治体が行っていないという事業で、どのようなネーミングがふさわしいのかなというところから始まりました。ネーミングにつきましてはドイツのマイスター、徒弟制度ですか、一対一で教えるような職人の世界。

ということでネーミングはそうさせていただいたわけですが、中身は非常に教師力があるもの、これをマイスターといたします。そして学校の中で、若干若手の教員ですとか、授業を観させていただいた中で、もう少しこの辺のところをこう指導できればいいのかなというような先生もおられます。そのようなところを校長から推薦いただき、週3日間の14時間の範囲で、これを指導力のある教員、これを派遣をして、その先生を直接指導するのではなくして、マイスターが行って、授業を拝見させていただき、「先生、こういうところはこうした方がいいんじゃないかな」とかとアドバイスできるような授業です。

マイスターを派遣することによって、出て行ったところについてはそのクラスが空いてしまいます。そこの空いたところにベテランの講師ですとか教員経験者を補って行う授業、こ

れがマイスター事業ということで、週3日ですから限度があります。空けっぱなしにはできないですよということで、簡単に言うと派遣事業なのです、予算は。内容はベテランの、指導力のある教員が若手教員に指導、教員力をつけてもらうための出前講座と言った方がわかりやすいでしょうか、出向いて行って指導を行えるという。出向いたところが空いてしまいますので、そこにベテラン講師等を補って、授業を損なわないようにするというような事業でございますが、ベテランの先生が抜ければその担任していたクラスの学力が落ちるのではないかと、そんなような質問はありました。

○藤本委員長 ありがとうございます。小林委員、よろしいですね。

○小林委員 はい。また、よく勉強させていただきます。

○藤本委員長 それでは、議会関係の報告は以上で終わらせていただきます。

◎報 告

(2) 食教育事業推進検討委員会設置要綱の一部改正について

(3) 平成17年度中学校給食の喫食率について

(4) 学校内における学校給食安全管理対応マニュアルの策定について

○藤本委員長 (2) 食教育事業推進検討委員会設置要綱の一部改正について、学校給食課長、お願いします。

○佐島学校給食課長 学校給食課の方からは3点ございますので、続けて報告させていただいてよろしいですか。

○藤本委員長 そうしますと、(2)の食教育事業推進検討委員会設置要綱の一部改正についてと、その次の(3)平成17年度中学校給食の喫食率について、(4)学校内における学校給食安全管理対応マニュアルの策定について、以上3件という意味ですか。

○佐島学校給食課長 はい。

○藤本委員長 では、3件まとめてご説明ください。

○佐島学校給食課長 では、学校給食課からは3点報告をさせていただきます。

1点目は、食教育事業推進検討委員会設置要綱の一部改正でございます。

改正の内容であります、3ページ目の新旧対照表をご覧くださいと思います。第4条の(組織)で、委員数が10人とあるのを、20人と変更をいたしました。

これは平成19年度の実施に向けて、学校の方からも意見を出していただくために、第5条第1項の第1号で学校長の増員、第3号で家庭科教諭、第4号では食に関する教科等教諭の委員の追加や、また第7号で栄養士の追加をいたしました。

また第6条第2項では、委員長は学校長を充て、3項で、副委員長は学校給食課長を充てることといたしました。

なお、施行日は5月1日からとなります。現在、委員の推薦等についてのご協力方をお願いしておる次第でございます。

次に2点目でございます。平成17年度中学校給食の喫食率について、ご報告いたします。

表をご覧くださいと思います。中学校給食喫食率の推移表の最下段の右下でございますけれども、17年度累計欄をご覧くださいと思います。平成17年度の全9校の平均喫食率は68.1%で、前年度比較1.4ポイントの上昇となっております。顕著な例といたしましては、二中、四中、六中で前年度と比較いたしまして4ポイント程度の上昇となっております。最も喫食率が高いのが九中の79%、低いのは三中の54.4%となっております。全体的には順調に推移していると思われま。

以上が中学校給食の喫食率の報告でございます。

次に3点目でございます。学校内における学校給食安全管理対応マニュアルの策定でございます。

このマニュアルを策定するに至った経過につきましては議会でもご報告いたしましたが、本年の2月に中学校内において、教職員用の給食に異物が混入されるという事件が発生いたしました。再発防止の向けまして、単独校方式、共同調理場方式及び中学校と、3方式ごとに栄養士、配膳員の方々によりプロジェクトチームを設置いたしまして、概ね1ヵ月かけまして、様々な想定される脅威、対応策を検討いたしまして、マニュアルを作成いたしました。

内容についてでございますが、Ⅰの基本方針の対象危機といたしましては、学校内において、学校給食に対する外因的危害が原因とされる事故による立川市立小中学校の児童又は生徒及び教職員の健康を脅かす事態を想定し、マニュアルを策定したものでございます。

Ⅱの平常時の対応でございますけれども、これは事故防止のために、日ごろからの学校内における安全管理対策と、教育委員会における安全管理対策の指導内容等を定めてございます。

Ⅲでは、想定する事件、事故等が発生した場合の緊急時の対応について、別紙1をご覧くださいと思います。「学校内での事故発生時における連絡フローチャート」を参考に対応をいたします。原因究明、捜査又は捜査協力、緊急対応の記録等を実施するということしております。

また、Ⅳにつきましては、事件等の収束時の対応を定めております。

事件、事故等というのは発生しないのが一番でございますけれども、別紙3をご覧くださいと思います。小中学校給食日常点検票や学校給食課による定期巡回等を実施いたしまして、安全安心な運営に努めてまいります。

また、このマニュアルにつきましては、校長会、栄養士、配膳員、調理士、給食主任等にマニュアルの配布や説明会を行い、再発防止に努めるよう、指導、通知をいたしました。

以上、3点が学校給食課の報告でございます。よろしく申し上げます。

○藤本委員長 給食関係3点、ご報告をいただきましたが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。小林委員。

○小林委員 要綱の改正ですけれども、その委員会の委員の人数を増やしたということ、大変結構なことだと思うのですけれども、それは学校の食育を推進するための委員会ということですが、食育というのは学校ですることにはなっておりますけれども、もちろん家庭の教育と

か協力が欠かせないわけで、これは学校での教育をどうするかという内容ではありませんけれども、そこに学校関係者以外の人が入っていく必要があるのではないかなというように気がしたのですが、それはメンバーに入れられないにしても、外部の協力者とか家庭の意見を入れられるような形で進めていただいていた方がいいのではないかなと思います。

○藤本委員長 今の外部協力者みたいなのは、例えば保護者とかそういうような意味でございすか。

○小林委員 はい。一緒になって協力してもらえるとというような団体のことです。

○藤本委員長 学校給食課長、お願いします。

○佐島学校給食課長 昨年度、設置いたしまして、今検討しているところでございますけれども、18年度につきましては、学校関係者のご意見もということで今回報告するわけでございますけれども、食育というのは学校だけの問題ではございません。当然、家庭に対しての啓発等も必要となります。家庭との対話、ご意見を頂戴する場といたしますか、そういう機会も必要と考えております。ただ、今の時点、今後検討した中でそういう場をまた考えていきたいと思っております。

○藤本委員長 いいですか、小林委員。

○小林委員 はい。

○藤本委員長 委員の中に入れる、入れないは別にして、やはりそういう意見も時々聴取しながら、この委員会の指導に反映していければいいですね。

○藤本委員長 古木委員、いいですか。

○古木委員 はい、結構です。

それでは、給食関係3点の報告は以上で終わります。

◎報 告

(5) 事業後援について (5件)

○藤本委員長 (5) 事業後援について、5件ございます。生涯学習課長、お願いします。

○府中生涯学習課長 それでは、報告事項としまして事業後援報告分をご報告させていただきます。

お手元の資料に記載してある5件の事業後援事業につきましては、17年度にも同様の事業を教育委員会後援をしておりますので、既に社会教育委員の会議の承認を得て、事業後援をしますということで申請団体に通知しております。したがって、5件とも報告事項ということにさせていただきます。

1件目は、国立大学法人一橋大学から出ております。平成18年度一橋大学春季公開講座でございます。

2件目は、オペラ・ルーチェというところでございますが、オペラ・ルーチェ第13回公演の事業でございます。

3件目は、特定非営利活動法人立川子ども劇場から出てきてございます。劇団風の子東京

の「いやだいやだのペンペロペー」の公演ということです。

4 件目は、財団法人松山バレエ団。松山バレエ団夏休みスペシャルという事業でございます。

5 件目は、日本児童・青少年演劇劇団協同組合。2006 年夏一児演協 児童・青少年演劇フェスティバルでございます。最後のこの事業でございますが、7 月 22 日から 8 月 9 日までの期間に、東京都児童会館でサークルの団体が集って一斉にやるという事業でございます。この演劇をやるサークルの中に、立川に所在地を置く劇団がございます。そこが毎年出るということで、ここの方から事業後援の申請が出てきております。以上でございます。

○藤本委員長 何かこの事業に関するご質問、ご意見ございますか。

特になければご報告ということで、以上で終わらせてよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

◎報 告

(6) 学習等供用施設の指定管理者の選定について

○藤本委員長 次へまいります。(6) 学習等供用施設の指定管理者の選定について、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 それでは、6 点目の学習等供用施設の指定管理者の選定について、ご報告をさせていただきます。

本日、追加の資料として教育委員にお渡しした資料でご説明させていただきます。

既に教育委員会にはご報告をさせていただいております市内にあります 11 館の学習等供用施設の管理運営につきましては、本年 9 月から指定管理者制度に移行するというご報告をさせていただいて、その手続きに関する条例の一部改正は同様に報告をさせていただきます。3 月の定例議会で一部改正がなされてございます。

つぎの段階としまして、この施設に対して指定管理者を誰にするのだということの手続きがございまして、一般的には指定管理者は公募並びに非公募というような手法がございまして、この学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定にあたりましては、所管課として、教育委員会として検討をしていただくか、現在管理委託をしている 11 館の管理運営委員会を指定管理者として、かつ非公募としてお願いをしたいということでこの立川市の公の施設、指定管理者選定審査会に諮問を教育長からしてございます。

この諮問が 4 月 24 日、今週の月曜日でございますが、選定審査会を開催させていただきまして、事務局及びここに書いてあります柴崎会館の委員長、そして天王橋会館の委員長も同席をいただいて審査を受けたということでございます。並びに施設を見たいということで、近隣の学供施設、羽衣中央会館の施設を 40 分間ぐらい視察した後に、8 時ごろから審査会を開催してございます。その中で、公の施設の指定管理者候補者について審査をしていただいた結果、候補者として審査会で決定をさせていただきました。

したがって、本日の教育委員会でこの候補者をご報告をさせていただくとともに、6 月の

議会でこの候補者を議会で決定していただくという手続きに入りたいと思っております。

資料にミスがございました。大変ご迷惑をかけて申し訳ありません。急遽、午後の教育委員会に準備をしたためにミスが1ヵ所ございます。6番目の欄でございますが、立川市羽衣中央会館というように書いてある隣に指定管理者候補者名、立川市羽衣中央会館管理運営委員会、これはあっているのですが、その7番目のところでございますが、そこに候補者名が同様の名前が書いてございまして、これは立川市天王橋会館管理運営委員会ということで修正をいただきたいと思っております。以上でございます。

なお、この審査会の、教育長からの諮問を出して答申をいただくという運びになっております。その答申の中に、この候補者がよろしいですよという承認の手続きをいただけるということになっておりますが、きょうまでまだ答申書を教育委員会に出していただいております。したがって、答申書が出てきた時点で、議案として5月の議会に議案書をつくる予定でございます。

なお、一番下の欄に書いてあります指定期間、平成18年9月1日から平成21年3月31日までの期間でございますが、事務局としては、指定期間を5ヵ年としてお願いをしたところ、審査会の審査の結果、「3年にできないか」ということで、答申をする段階で、期間を3年ということで付帯意見をつけるということで聞いてございまして、今回の報告には2年と7ヵ月の期間でございますが、3ヵ年ということで指定管理者の期間を付帯意見とするということなので、そのように手続きをとりたいと思っております。

○藤本委員長 続けて、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 たびたび資料のミスプリがありまして申し訳ありません。先ほどの7番をご報告させていただいたのですが、8番も間違えておりまして、8番から9番、11番まで、すべて「中央」と入ってございますが、これは「中央」は全部とっていただきたいと思いません。「中央」が入るのは羽衣中央会館のみです。

○藤本委員長 まだありますか。生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 私どもでミスの原因がわかりました。先ほど、選定審査会から諮問をして、答申を受けていくという流れの中で、案件として、まだ（案）ですが、答申案をいただいております。その答申案の公の施設の記述がすべて「中央」というように記載されておりましたので、これをそのままコピーして教育委員会の資料として刷ったために、この答申書を直していただかないといけないということになりますので、至急、担当部局の方に答申書の内容を直すように指示させていただきたいと思っております。

○藤本委員長 先ほど、答申書をまだいただいてないので、きたら教育委員会に報告するというお話をいたしましたけれども、今の最後のお話ですと、答申書は来ているわけですね。

○府中生涯学習課長 （案）ということで事務局に出てきてございます。いわゆる未訂校ということ。

○藤本委員長 そういうことでございます。

これは、きょうは学習等供用施設における指定管理者候補者ということで教育委員会に出

されているものです。これを6月の議会に候補者として、議案として出して決定していただく、こういう手はずになっているようでございますので、そのようにご覧になっていただければというように思います。

はい、小林委員。

○小林委員 この期間が5年から3年に変わった理由というのはなんですか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 小林委員のご質問で、当初は5カ年間の指定管理期間でお願いをしたところ、3年にした方がいいという付帯意見をいただいて、答申書はそうなるだろうということでございます。

その背景は、5年は長いという意味ではなくて、指定管理者が今回は非公募ということでお願いをしております。その段階で、3年ぐらい経過をしていく中では、今、地域の団体以外の団体にも、いわゆるできる体力があるような地域団体が出てくる可能性がある。したがって、3年間ぐらいにして、それ以降は、いわゆる今の管理運営委員会以外の地域団体にも、極端に言えば審査会ではNPO法人などが体力をつけてくる可能性があるので、期間を短くされて、非公募から公募、または非公募の中でも選定の幅が広げられるようにということで、期間を3年にされた方がよろしいというようなことで、審査会としての結論でございます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 私も全く同感です。

それで、前にも少しお話したのですが、ある会館でとても態度の悪い管理者がいて、その方は審査会で認められるわけですね。そうすると、とても公の施設のイメージも悪くなりますので、その部分で、そういう方々に対する仕事内容の指示とかマナーの徹底とか、そういう部分はどうなっているのでしょうか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 審査会の中でも同様の視点でご議論をいただいております。指定管理者になることについては考え方が3つありまして、1つはサービスの向上が期待できるようにしていこうというのが指定管理者の。効率的、合理的な運営ができるようにということ、コスト削減ができるようにというような趣旨もございます。

そういう意味の中で、サービスの向上というのは大事なことだろうという審査会の意見が出て、議論をされておりましたが、指定管理者制度を導入することによって、従来、市が関与していた部分の規制とかいうものがありますが、使用にあたってのルールをもう少し規制緩和して、管理運営委員会に自主性を持った運営をお願いできるという意味では、サービス向上が期待できるだろうという部分がございます。

そういうことを踏まえて、従来の管理運営主体から指定管理者制度としての認識を強めていただいて、住民サービスに努めていただきたいということはさらにもうお願いをしていくということで、審査会の方にはお答えをしているというようなことでございます。

- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 サービスの向上につながればいいのですけれども、反対に低下につながりかねないので、その辺は気をつけて見ていていただきたいと思います。
- 藤本委員長 生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 小林委員さんのご意見については、常に意を持って指定管理者へ移行になったあとでも市の責任の中でお願いを申し上げていきたい。ただし、条例の中で、指定管理者に一度なって、ふさわしくない団体、いわゆる管理能力がなくなるような管理形態になる場合は、条例上では、すぐにふさわしくないという判断をしまして、市の直営形態に戻すというような条例整備をしておりますので、一回やってしまったら期間中ずうっとということではないということの取り扱いを条例に定めておりますので、そういうような事態が発生しないため、地域の住民から苦情が出ないように努力をしていただくということで努めてまいります。
- 藤本委員長 それはどこかに明記されていますか。生涯学習課長。
- 府中生涯学習課長 条例の一部改正の規定の仕方には、指定管理者に管理をさせることができるという規定でございます。ですから、直営でもいいですよ、指定管理者にさせてもいいですよという規定ですから、今は指定管理者にお願いをする。指定管理者に管理能力がなくなってしまった場合は、また直営に戻すことができるという規定でございますので、3 ヶ年の間にはそういうことはないと思いますが、不測の事態が発生すると、特に民間企業の場合は倒産ということがありますので、直営に戻すということがあり得るという意味で、そういうご理解をいただくとありがたいと思います。
- 藤本委員長 よろしいですか。
- 小林委員 はい。
- 藤本委員長 そういう意味では、私も5年よりも3年の方がよろしいのではないかという感じはいたしますけれども。

◎報 告

(7) 平成17年度の市民交流大学構想準備事業の報告について

- 藤本委員長 次、(7)平成17年度の市民交流大学構想準備事業の報告について、生涯学習課長、お願いいたします。
- 府中生涯学習課長 それでは、教育委員さんにお渡ししてある資料の中で、A4版の1枚目の資料をもってご報告させていただきます。

既に何度も市民交流大学構想のお話を教育委員会ですせていただきました。ここで17年度に取り組んできた事業の内容を教育委員会にご報告をして、18年度の事業というのはどうしているかということをご説明させていただきたいと思います。

このA4の資料でいきますと、平成17年の3月に3次計画の案をつくりまして、市民の意見をいただきながら、附属機関の意見をいただきながら8月に第3次生涯学習推進計画を策

定しております。その中の重点施策が3つございますということで、その当時は市民大学の設置、そして生涯学習センターの整備、生涯学習情報提供システムの構築という3つを重点施策で掲げておりました、その中の市民大学をどうやって動かしていくかということで、市民交流大学という名称に変更しつつ構想案を策定して、さらに公表し、市民意見をいただきながら構想案が固まってまいりました。

そういう中で、10月ごろからPR活動、そして10月には、いわゆる生涯学習施策の先進団体、市民大学の運営みたいな先進団体を鎌倉市、墨田区等々を視察し、そして庁内に構想具体化に向けた検討部会を設置していろいろ検討してきました。既に立川市にどういう講座がどういう形で展開されているかという調査をもって、288本の講座があるというご紹介をしたことがございます。そして10月から12月にかけて、この構想をご理解いただくための地域説明会の開催。11月には生涯学習市民リーダーの集りでありますリーダーフェアを開催。そして構想に係る市民モニター調査。これは100名の市民モニターに対して調査を実施。さらに12月ですが、説明会に参加された方を対象にアンケート調査を実施、ということで市民意見をできるだけ把握をしながら、市民交流大学構想をまとめてきた経過がございます。

その間、立川市の市民交流大学構想に関して、東京都の生涯学習スポーツ部計画課というところが社会教育施設の改廃についての所管課でございます、計画課長にご相談を申し上げて、立川市の考え方の、市民交流大学構想で公民館を転用する考え方について、構想をお持ちしてご相談を申し上げて、さらに文部科学省のご意見等々を聞いていただくという流れをつくってきております。

その後、東京都から指導、指示がございまして、公民館の転用は、従来に増して転用をすることの規制が緩和されたということで、社会教育施設から違った施設の転用というのは文科省も推進しているのだということがございまして、立川市の市民交流大学構想に基づく公民館の転用は、時代に即しているというようなことで、文科省が評価しているというようなことで、「転用は問題ないだろう」というようにご意見をいただいております。

その中で、今年の1月から3月までは、交流大学をどうやって動かすかというのは、市民参画で、市民がということになりますので、どうやって埋もれている人材を見つけるか又は養成していくか、養成というのはおこがましいのですが、そのような形で人材育成研修を開催したところ、45名の参加があつて、現在も一緒になって動いている状況でございます。

そしてさらに人材を発掘するために、市民ワークショップを開催してというようなことでございます。最後の2月のところに、足立区に先進施設視察というのは、人材育成研修と、ワークショップに参加された市民の発意に基づいて、足立区に見に行きましょうと。行政がそれに一緒にくっついて行ったということで、このような状況も生まれたということをご理解いただきたいと思います。

その中で本年4月を迎えまして、18年度の取り組み事項を現在、整理をしております。構想の具体化については、これからさらにPR活動をしていこうというようなことで、ここに丸で書いてございます。構想の周知、PR、市民意見の聴取、人材育成、確保、基盤的な

情報の収集ということで17年度はやってきましたが、18年度も同様の取り組みをしていくという前提になってございます。

3番以降はもう既にご説明をしてきましたが、1番目として地域説明会を開催した。112名の参画。(2)は市民モニター調査を実施したということです。(3)で、今申し上げました生涯学習人材育成研修。(4)としまして、市民ワークショップを開催した。(5)としまして、先進市の視察。鎌倉市、墨田区、足立区ということでございます。(6)は東京都への構想説明の意見交換をしてきたということで、立川市からは生涯学習課長、公民館長、以下5名ということでお話をしたというようなことが18年度の市民交流大学設立に向けての準備作業でございます。

なお現在、18年度に入りまして、市民交流大学構想の具体的なスキーム案というものを現在、内部で詰めておりまして、今週の28日でございますが、既に内部検討委員会で検討してきたものを立川市生涯学習推進本部、いわゆる市長が本部長の部会に上げまして、さらにご審議をいただいて、具体化に向けた展開を進めているという状況でございます。基本的なスキーム案については、本部会議で決定した時点で教育委員会にまたご説明をさせていただきたいと思っております。

添付資料は、今ご説明してきたような取り組みの資料を用意させていただきましたので、後日お目を通していただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

○藤本委員長 もう何度も話は出てきていることではございますが、現在、今ご説明がありましたような流れで17年度は進めてきて、18年度を迎え、これから前の経験の基づいて進めていこうというお話でございます。よろしいですか。

はい、小林委員。

○小林委員 これまでの流れといろいろな取り組み、すごく丁寧に細かくまとめてくださって、ご苦労さまでした。ホームページの方にもこれが載ってまして、見せていただきまして、私はスライドのところが一番わかりやすかったと思うのですけれども。

ここの中に具体性に欠けるというか、「わかりづらい」というような意見がアンケートでしたか質疑のところでしたか幾つか出ていましたけれども、どうしたら具体的にわかってもらえるのかなというように考えていらっしゃるのか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 いろいろな意見の中に「具体性に欠けてよくわからない」というご意見が教育委員の中にも過去にあったと思っております。市民の中にも多くあります。確かに言葉で書いてもイメージがわからないと。絵を描いてもよくわからないというのは、何をどういうようにするかということを確認してこれなかった。なぜこれなかったというのは、それは「市民と一緒に考えましょう」としてありますから、行政が「こうやります」、「ああやります」ということでは市民参画でつくっていく市民大学構想ではございませんので、その時点ではまだ市民と一緒に「こうしましょう」ということができてなかったために具体的なことがよく見えないということでわかりづらかったと。

きょうお渡しした資料の中で、みんなでつくろう市民交流大学構想のリーフレットを用意しました。これが今の時点で少しは具体的なものができるようなものをつくった結果で、一番最後のページをお開きいただきたいと思います。現時点で「何がどうなるの」ということをここで明確にしております。さらにこういうようなリーフレットをつくって、来年の10月開校までの間に、市民参画組織をこの6月頃から作りあげますが、そこでこういうことをやろう、こういうような組織をつくろうということが具体的に見えていきます。

そのつど地域説明会をしていこうとか、フォーラムを開催しようとか、ホームページに載せていこうかということで、一つ一つ具体的な施策が確定をして、市民の意見を入れて、行政内部でもそれをオーソライズされた時点で、小林委員が言われるように市民PR活動を継続していくということで、市民の参画を促しながらしていきたいということで、具体的に決めていくようなものについては、もっともっと明確にしていこうというようなことで、18年度、取り組む所存でございます。

今はこのリーフレットが市民の中で一番わかりやすいだろうということで対応させていただいております。以上でございます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 この一枚が一番いいかなと思うのですがけれども、構想とか理念がすごく書いてあるので、具体的に市民交流大学である講座が企画されて、それが実施されるまでの流れ、視点を一つの講座とか市民が参加できるものから見てどういう流れになっているのかというのがあると、実際に自分はどう動いたらいいかというのが見えてくるかなと思ったのですが、いかがでしょうか。今、参考にしていただければ。私の考えです。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 まさに小林委員が言われたようなところのモデル的なものとか、いわゆるわかりやすい資料というのは必要だろうと認識しております。

話は少しはずれますが、きょう教育長と仕事の面で話したら、「やはりそういうものは必要だね」という、小林委員さんが言われたようなことは、「つくっていかないと、もっとわからないね」というような教育長からも話を受けまして、「わかりやすいような資料をモデルケースみたいなことで何かつくっていかないといけないね」というご意見もいただいておりますので、小林委員さんのご意見も同様でございます。もっともっとわかりやすいようにということで、努力してまいりたいと思いますので、ご支援をいただきたいなと思います。

○藤本委員長 そうですね。全部教育委員会主導で型をつくって、「これでやるんですよ」というのとは違って、そこへ自分たちで積み上げていくための導入部分をやはりリードしてほしいという感じはしますね。

それでは、その件は以上で終わります。

○府中生涯学習課長 委員長、よろしいでしょうか。

先ほどの指定管理者の資料、ミスプリントが多い資料を作りなおしましたので、回収いたします。ご迷惑をおかけしました。申し訳ございません。

◎その他

○藤本委員長 報告を終わりました、3番その他に入ります。指導課長、お願いします。

○樋口指導課長 口頭でご報告いたします。

児童2名による火遊びからの火災の発生についてご報告をさせていただきます。

発生日時は平成18年4月18日火曜日、18時35分ごろでございます。消防署による鎮火が20時30分。発生場所は立川市砂川町2の37の1の倉庫でございます。火災を発生させた児童は小学校5年生男子児童。延焼の状況でございますが、倉庫3棟全焼ということでございました。

発生の状況でございますが、発生場所において、児童2名が新聞紙にライターで火をつけて遊んでいたところ、倉庫に火が燃え移りまして、恐くなった児童たちは、一方の児童の家に帰り、自宅にいたホームヘルパーに事実を話、ホームヘルパーが119番通報を行い、児童らはホームヘルパーとともに現場へ戻りました。

現場で警察、消防から事情聴取を受け、この児童による失火と判明をいたしました。

児童の措置等でございますが、児童たちは保護者とともに同日、警察署へ出頭し、事情聴取を受けております。また、22日土曜日に、改めて警察署に呼ばれまして、事情等を聴かれております。警察署といたしましては、児童相談所への通告を予定しているところでございます。今後の児童相談所の監察指導等による判断を待っているところでございます。

学校、教育委員会等の対応でございますが、校長は発生の18日、19時11分ごろ、学校にまだおりました主幹より連絡を受けまして、鎮火情報等を把握させるとともに、PTA会長にも連絡し、現場確認を依頼いたしました。

19日朝、臨時の朝の打ち合わせで、把握している範囲の事実を職員に伝え、また保護者へ通知を出すとともに、教育委員会への報告を行いました。教育委員会では、指導主事が火災発生現場を確認するとともに、学校へ行きまして、事情を聴き取った後、立川市警察署とも連絡をとっております。19日同日夕方、校長が教育長へ事情説明を行いまして、その後、市危機管理対策会議を開催いたしました。

翌20日夕方、再度、市危機対策管理委員会を開催いたしまして、今後は教育委員会主導に任せるとことを確認いたしました。会議終了後でございますが、校長を再度教育委員会へ呼びまして、校長より、5年生児童が通常どおり学校へ登校していること、表面上には動揺などは見られない等の報告を受けまして、教育長より、児童相談所の判断を待って、学校としての今後の指導方針を立てるということ、具体的には社会的ケアについての厳しい指導を行うとともに、このことで周囲からの偏見等が発生して児童が孤立しない配慮を行うこととありますとか、火災を受けた家庭が4年生保護者であることから、児童同士の関係につきましても十分に把握していくように指導をいたしました。

5月2日までに、ゴールデンウィークに入ります前に、私、指導主事で学校を訪問しまして児童の様子、把握をしてまいりたいというように思っております。まだ児童相談所に呼ば

れておりませんので、繰り返しになりますけれども、その判断を待っているところではございます。以上でございます。

○藤本委員長 ご質問ございませんか。

加害者と被害者の関係は、同じ学校の子どもの親ということになりますが、その辺の話し合いもできているのでしょうか。指導課長。

○樋口指導課長 話し合いをしているということは校長から報告を受けて、具体的な状況につきましては、まだ詳細には報告は受けておりません。

○藤本委員長 と言いますのは、あとはそちらの方の話でいろいろ今後のことは進められると、ように判断してよろしいでしょうか。

○樋口指導課長 はい。

○藤本委員長 その件は以上で終わります。

◎その他

○藤本委員長 つぎ、報告の2番、総務課長。

○渡邊総務課長 それでは、東京都市町村教育委員会連合会、平成18年度第1回理事会が開催されましたので、内容についてご報告をさせていただきます。なお、本会へは委員長が出席をしております。

議題といたしましては、東京都市町村教育委員会連合会第50回定期総会の開催に伴う付議案件について審議がなされました。おもな内容といたしましては、会長及び副会長、理事、常任理事、会計監査、このそれぞれの選出、それと顧問の委嘱について、もう1点が東京都市町村教育委員会連合会の表彰について、以上の8件につきまして審議がなされて、承認をされております。

なお、第50回の定期総会の開催につきましては、来月5月25日の木曜日となっております。これは昨年も同様に立川市の教育委員会の定例会と同日日になっておりますので、代理出席ということで、今後こちらの事務局の方で選出いたしまして、代理出席をとらせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○藤本委員長 立川市は理事には入っておりますが、役員には入っておりません。現在、あれは2年間継続なのですね。現在の副会長が、今度稲城市だと思いますが、たぶん会長になるのだと。今度の5月の総会で正式決定する、こういう予定のようでございます。ご報告申し上げます。

以上で本日予定した議題は全部終了いたしました。

最後に1つお願いいたします。次回の立川市教育委員会定例会は第9回になりますが、これにつきましては、5月11日木曜日、13時30分からこの会議室で行う予定でございますので、お知らせしておきます。

◎閉会の辞

○藤本委員長 それでは、本日の定例会は以上で終わります。ありがとうございました。

午後 3時14分閉会

署名委員

.....

委員長